

小売全面自由化後の 適切な情報提供の在り方について

平成 2 8 年 2 月 9 日

資源エネルギー庁

背景・問題意識

- 4月の小売全面自由化を目前にして、ガス、石油等のエネルギー分野のみならず、通信、小売、製造等の非エネルギー分野の事業者が新規に参入し、創意工夫を凝らした多様なサービスメニューを発表している。
- こうした多様なサービスメニューの中から、消費者が自らのニーズに合ったものを適切に選択するためには、消費者に対して適切な情報提供がなされる必要がある。このため、「電力の小売営業に関する指針」（1月29日制定）において、消費者保護や消費者の選択促進の観点から、消費者に対する情報提供についてのルール整備がなされた。
- 他方、消費者保護や消費者の選択促進の観点ではないが、これまで審議会報告書等において提供が望ましいとされ、電力会社が提供してきた情報（例えば再生可能エネルギー発電促進賦課金）については、指針中に記載がなく、その取り扱いについて検討を行う必要がある。

情報提供を通じて期待される効果

- 消費者への情報提供を通じて期待される効果は、各情報によって異なる。

＜消費者保護の観点から見た、情報提供の効果の分類＞

1. 提供されない場合、消費者が不利益を被る可能性がある

- ◇電気料金請求根拠（使用電力量等）
- ◇各種の料金加算、割引（燃料費調整、セット割等）

2. 提供された場合、多様な選択を促進する可能性がある

- ◇電源構成
- ◇CO₂排出係数

3. 上記のどちらにも該当しない

- ◇託送料金相当額（※）
- ◇再生可能エネルギー発電促進賦課金
- ◇消費税等相当額
- ◇石油石炭税相当額
- ◇使用済燃料再処理等既発電費相当額 *
- ◇電源開発促進税相当額 *

電力の小売営業に
関する指針において
ルール整備

電力の小売営業に
関する指針に記載なし

（※）：公正かつ有効な競争の観点から提供が望ましい情報として適正な取引に関する指針（案）に規定

下線：小売事業者の経営努力に寄らないもの

*：託送料金の内数

(参考) 小売営業に関する指針等における規定

- 小売全面自由化後、すべての小売電気事業者の行為を規制する「電力の小売営業に関する指針」及び「適正な電力取引の指針（案）」は、消費者に対する情報提供について、「望ましい行為」と「問題となる行為」を規定している。

1. 電力の小売営業に関する指針

(1) 需要家への適切な情報提供

①望ましい行為

- 一般家庭を始め低圧需要家向けの「標準メニュー」を公表すること。
- 平均的な電力使用量における月額料金を例示すること。
- 自社のホームページやパンフレット、チラシ等で**電源構成**を開示すること。併せて、**C O 2 排出係数**（調整後排出係数）を記載すること。

②問題となる行為

- ✓ 請求書に記載しないなど、料金請求の根拠となる**使用電力量等の情報**を需要家に示さないこと。

2. 適正な電力取引についての指針（案）

(2) 小売分野

①望ましい行為

- 小売事業者が需要家への請求書等に**託送供給料金相当の支払金額**を明記すること。

小売電気事業者の情報提供に関する様々な御意見

- 小売電気事業者の情報提供については、指針に記載のない情報の積極的な提供を求める声がある一方、事業者への過度な負担を減らし、創意工夫を促す観点などから、事業者に過度な規制をかけるべきでないとの意見もある。

＜電力の小売営業に関する指針のパブリックコメント＞

- CO2排出量及び**放射性廃棄物排出量**の情報提供することを義務化してください。
- 料金内訳として、小売電気事業者は需要家への請求書、領収書等に**託送供給料金相当支払金額**を明記することを望ましい行為として位置づけるべきである。この場合その内訳として、現状の高圧同様に、**使用済燃料再処理等既発電費相当額**を表示することを望ましい行為として位置づけるべきである。

＜昨年秋の行政事業レビュー等＞

- 電気料金に上乗せしている**電源開発促進税**について、国民の理解促進の観点から、電気料金の内訳で示すべきである。
- **再生可能エネルギー発電促進賦課金**について、小売電気事業者に対し、電気料金表示に関して、どのような対応をするのか。

＜電力取引監視等委員会 制度専門会合＞

- **消費者の適切な選択につなげるため**、電気の供給実績、あるいは供給実績に基づいた電源構成の表示を義務付けるべき。
- **電源構成は電気という商品の基本情報**であり、その開示がなければ価格だけで電気を選択することになることから、開示義務化は絶対に必要。
- **事業者の創意工夫を引き出すことが改革の趣旨**であり、消費者保護上必要の無い義務は徹底的に排除する観点から義務化は不要。
- **電源構成開示については事業者側のコストも考慮すべき**。開示を営業戦略とする事業者もいるため、事業者の判断に任せてはどうか。

事業者の情報提供を求める審議会報告書等

1. 燃料調整費

電力事業者は、採用した通関統計価格及び計算後の値として実際に適用される調整単価を3ヶ月毎に営業所等に掲示する等、調整の実施前に調整単価を周知する手段を講じるべきである。

(平成7年：料金制度部会 中間報告より)

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

「太陽光発電の新たな買取制度」について、その費用負担水準も含めた関心が高まっていること等も踏まえれば、個々の需要家が自ら負担する新エネルギー関係費用全体の水準についても把握することが可能となるよう、一般電気事業者は、適切な手段を用いることにより情報提供することが望ましい。

(平成21年：総合資源エネルギー調査会電気事業分科会料金制度小委員会 第2次報告より)

3. 使用済燃料再処理等既発電費相当額（自由化分野）

なお、本制度では、あくまでも託送の仕組みを利用するものであり、送配電費用とは性質が異なるものであることを踏まえ、需要家から見た場合に、その点が混同しないよう措置することが必要であり、具体的には、請求書等に、既発電分の金額を明記する方法をとることが適当である。

(平成16年：総合資源エネルギー調査会電気事業分科会 中間報告より)

4. 託送料金相当額（自由化分野）

さらに、透明性の確保の観点から、一般電気事業者は、自由化対象の需要家への請求書又は領収書に託送供給料金相当支払分を明記することが望ましい。

(平成23年：「適正な電力取引についての指針」)

消費者に対する情報提供の現状（規制分野）

- 規制分野において、電力会社（一般電気事業者）の提供する情報は統一されている。

○：検針票上で提供、△：ホームページで提供、×：非提供

情報	電力会社 (提供場所)	推奨根拠等	電力の小売営業に関する指針 での位置づけ
電気料金請求根拠 (使用電力量等)	○		提供しないことを、問題となる 行為と位置づけ
消費税等相当額	○		
各種料金加算、割引 (燃料費調整、セット割等)	○	料金制度部会 報告書 (燃料費調整)	提供しないことを、問題となる 行為と位置づけ (料金請求根拠としている場合)
再生可能エネルギー 発電促進賦課金	○	料金制度小委 報告書	
電源開発促進税相当額	×		
電源構成	△		提供することを、望ましい行為と 位置づけ
CO ₂ 排出係数	△		提供することを、望ましい行為と 位置づけ

規制分野における情報提供（検針票）

- 従来、一般家庭向けの情報提供は、検針票が主要な役割を担ってきた。

赤字：料金以外の情報
青字：料金関連情報

【検針票における記載例】 （東京電力）

- 使用電力量
- 請求予定金額
- 消費税等相当額
- 基本料金+電力量料金
- 燃料費調整額
- 再エネ発電賦課金
- 口座振替割引
- 燃料費調整単価

電気ご使用量のお知らせ

ご使用場所

27年12月分

ご使用期間

検針月日

ご使用量

請求予定金額

(うち消費税等相当額)

基本料金

電力量料金

・1段料金

・2段料金

燃料費調整額

再エネ発電賦課金

口座振替割引

お問い合わせは、下記の電話番号まで
おかけ間違いにお気をつけください。～
お問い合わせ先／カスタマーセンター
お引越越し、ご契約の変更
その他の電気に関するご用件

東京電力株式会社
ダミー(事業所コード0000)

ご契約種別

従量電灯B

ご契約

30A

当月指示数

前月指示数

差引

計器乗率(倍)

取替前計量値

計器番号(下3桁)

昨年12月分は30日間で

燃料費調整のお知らせ(1kWhあたり)

12月(当月)分

翌月分の燃料費調整は、弊社の
ホームページ等にてご確認ください。

今月分

振替予定日

次回検針予定日

地区番号

お客さま番号

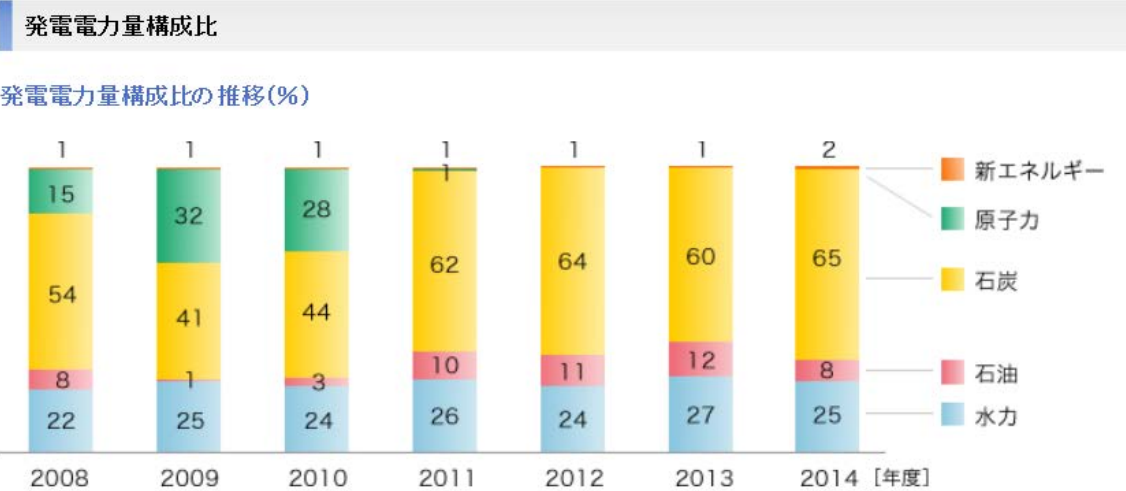
R

検針員

電力会社によるホームページ上の情報提供①(電源構成、C O 2 排出係数、会員サイト)

- 現在、電力会社は、自社の電源構成やC O 2 排出係数をホームページ上に掲載。
- また、消費者に料金や電力使用量等の情報を提供するべく、会員サイトも設置している。

例：北陸電力の例（同社ホームページ）



温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度に基づく当社の排出係数について

北陸電力の電気をご使用の皆さまが、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(温対法)に基づく平成28年度の国への報告において、平成27年度の「温室効果ガス排出量」の算定では「実排出係数(※1)」を、「調整後温室効果ガス排出量」の算定では再生可能エネルギーの固定価格買取制度による調整を反映した「調整後排出係数(※2)」をご使用いただくことになります。

北陸電力の平成26年度の実排出係数および調整後排出係数は下記のとおりです。

実排出係数	0.647kg-CO2/kWh	(※1)
調整後排出係数	0.640kg-CO2/kWh	(※2)

(上) 北陸電力会員サイト
(左) 電源構成、C O 2 排出係数

電力会社によるホームページ上の情報提供②（制度概要）

- 自社情報に加えて、制度概要に関連する情報も、電力会社は自社サイトの個別ページ等で消費者に対して説明を実施。

例：再生可能エネルギー発電促進賦課金

The screenshot shows the website of the Ministry of Economic Affairs, Energy Resources. The main navigation bar includes links for Home, About Energy Resources, News, Policy, Inquiry, Statistics, and Deliberation/Forecast. A breadcrumb trail indicates the path: Home > Policy > Renewable Energy > New Energy > About Renewable Energy. The main content area features a large banner for the 'Renewable Energy' section, announcing the start of the 'Fixed-price purchase system' in July 2012. Below the banner, there are links to 'Policy Overview', 'Purchase Price/Period', 'System Rules', and 'Approval Process'. A sidebar on the left contains links to 'Fixed-price purchase system equipment certification', 'Solar 50kW limit', 'Solar equipment application', 'Fixed-price purchase system equipment installation cost report', and 'Solar equipment installation cost report'.

<資源エネルギー庁>

The screenshot shows the website of China Power. The main navigation bar includes links for Home, About Us, Business Support, Energy/Environment, Nuclear Power, and IR/Company Information. A breadcrumb trail indicates the path: Home > Electricity Services > Various Policies > Renewable Energy Fixed-price Purchase System > Renewable Energy Electricity Generation Promotion Levy. The main content area features a large banner for the 'Renewable Energy Electricity Generation Promotion Levy'. Below the banner, there are links to '1. Calculation method of electricity bill (fixed-price supply case)', '2. Renewable Energy Electricity Generation Promotion Levy', '3. Flow from application to payment', and '4. Measures to avoid Renewable Energy Electricity Generation Promotion Levy'. A central diagram shows the calculation of the electricity bill: $\text{Electricity Bill} = \text{Basic Fee} + \text{Electricity Charge (including fuel adjustment)} + \text{Renewable Energy Electricity Generation Promotion Levy}$. Below the diagram, it states: $\text{Renewable Energy Electricity Generation Promotion Levy} = \text{Renewable Energy Electricity Generation Promotion Levy Rate (¥/kWh)} \times \text{Monthly Usage (kWh)}$. A note indicates that the same calculation applies to both fixed-price and variable-price supply cases.

<中国電力>

需要家に対する情報提供の現状（自由化分野）

- 自由化分野において、提供される情報は事業者により異なる。

○：請求書上で提供、△：H P（需要家Webページ含む）で提供、×：非提供 *：託送料金の内数

情報	電力会社 A	電力会社 B	新電力 C	新電力 D	新電力 E	推奨根拠等	電力の小売営業に関する指針及び適正な電力取引の指針（案）での位置づけ
電気料金請求根拠（使用電力量等）	○	○	○	○	○		提供しないことを、問題となる行為と位置づけ
消費税等相当額	○	○	○	○	○		
各種料金加算、割引（燃料費調整、セット割等）	○	○	○	○	○	料金制度部会報告書（燃料費調整）	提供しないことを、問題となる行為と位置づけ（料金請求根拠としている場合）
再生可能エネルギー発電促進賦課金	○	○	○	○	○	料金制度小委報告書	
託送料金相当額	○	○	×	×	×	適正取引指針（一般電気事業者のみ対象）	提供することを、望ましい行為と位置づけ
使用済燃料再処理等既発電費相当額*	○	○	○	×	×	電気事業分科会報告書	
電源開発促進税相当額*	×	×	×	×	×		
電源構成	△	△	△	×	×		提供することを、望ましい行為と位置づけ
C O 2 排出係数	△	△	△	×	×		提供することを、望ましい行為と位置づけ

請求書を通じた情報提供（電力会社の場合）

- 自由化分野の情報提供については、請求書が主要な役割を担っている。

【請求書における記載例】

(中部電力)

請求金額

消費税等相当額

電力使用量

基本料金+電力量料金

割引料金

燃料費調整額

再エネ発電賦課金

託送料金相当額

使用済燃料再処理等

既発電費相当額単価

赤字：料金以外の情報

青字：料金関連情報

電気料金請求書

平成 XX年 11月 4日発行

毎度お引立ていただきありがとうございます。平成 XX年 11月分 の電気料金を、下記のとおりご請求いたします。

おなまえ 中電 太郎 様

ご請求金額 1073593 円

消費税等相当額(再掲) 79525 円

ご契約内容 社 客 主 番 号 000111122334401 契約 種 別 高圧業務用電力 契約 電 力 300 常時 (対)A kW 手続電力 kW 245 XX 8 300

ご使用期間 10月 1日 ~ 10月 31日 (前月 11月 4日)

電圧 kV 6 力率 % 100 振替日 11月 13日 支払期日 12月 4日

ご請求金額内訳

項 目	契約 電 力	ご請求金額
基本料金	300 kW	411,789.30
電力量料金	25,000 kWh	436,250.00
電力量料金 計	14,000 kWh	204,540.00
	39,000 kWh	640,790.00
割引料金	契約継続割引額 (割引率2.0%)	8,235.79
燃料費調整額(再掲)		25,740.00
再エネ発電賦課金		29,250.00

託送料金相当額(再掲) 196,827 円

ご請求金額には、法律で定められた使用済燃料再処理等既発電費相当額 (0.08円/kWh) を含んでおります。

電気料金単価(税込) (円)

基本料金	161,486
1kW 当り	
電 力	平日その他率 1679
量	平日夏季 1796
料	休日 1395
金	
1kWh 当り	
燃料費調整	0.66
再エネ賦課金	0.75

電気料金単価 (再エネ発電賦課金単価、燃料費調整単価含)

情報の性格及び小売事業者の把握方法による分類

● 提供される情報の性格及び、小売事業者の把握方法により分類すると、以下のとおり。

下線：公正かつ有効な競争の観点から提供が望ましい情報として適正な取引に関する指針（案）に規定

*：託送料金の内数

		＜情報把握方法＞	
		小売事業者が一元的に把握できる情報	小売事業者が他事業者の協力無しでは把握できない可能性のある情報
＜消費者保護の視点＞	提供されない場合、消費者が不利益を被る可能性がある	- 電気料金請求根拠（使用電力量等） - 各種料金加算、割引（燃料費調整、セット割等）	「問題となる行為」 各種料金加算、割引は、料金請求根拠となっている場合
	提供された場合、消費者の多様な選択を促進する可能性がある		- 電源構成 - CO₂排出係数 「望ましい行為」
	上記のどちらにも該当しない	- 託送料金相当額 - 消費税等相当額 - 再生可能エネルギー発電促進賦課金	- 使用済燃料再処理等既発電費相当額* - 石油石炭税相当額 - 電源開発促進税相当額* ← ?

※このほか、消費者の選択を促進する可能性があるが、他事業者の協力を得た場合でも、必ずしも一元的に把握することができない情報として、放射性廃棄物排出量がある。

検討の視座

- 自由化を進める中で、消費者に対する積極的な情報提供を、小売電気事業者に対し、国としてどの程度求めていくか。
- 小売電気事業者から提供する情報の対象として、小売電気事業者以外の事業者（発電事業者、送配電事業者等）が把握している情報をどのように考えるか。
- 現状において、規制分野においては事業者の提供する情報に統一性がある一方、自由化分野においては事業者ごとに差異があることを踏まえ、より多くの多様な事業者の参入が見込まれる今後の自由化分野における情報提供の在り方について、どのように考えるか。
- 小売電気事業者固有の情報と、各事業者に共通する情報を消費者に提供するに際し、国と事業者の役割分担について、どのように考えるか。
- I T の発達により消費者に対する情報提供媒体が変化していく中で、事業者・消費者の双方にとって望ましい情報提供媒体の在り方について、どのように考えるか。